

# 熟議民主主義とゼロ地点化： ハートランドにおける「裁判所」の役割

荒谷 大輔\*・落合 渉悟\*\*

## 0. 問題設定

互いの考える「正義」が対立するとき、熟議は互いにとっての妥協点を見出す有効手段になりうるだろうか。分断された社会における熟議の困難については様々に指摘がなされている<sup>(1)</sup>。熟議民主主義の立場を採る人々は、それでもまさに分断を統合するために熟議が必要と訴えるが、公共圏(ドライゼク)であれ「包括的な市民的ナショナリティ」(オフリン)であれ、現実的な分断が存在する中で示されるものとしては、あまりに理念的すぎるように思われる。「正しさ」の判断自体が分かれる状態において熟議の可能性だけを強調することは、特定の理念の共有を人々に求めるものになっていると考えられる。

本稿では、「正しさ」が成立する過程に立ち返り「正義」が対立を残したまま両立しうることを示した上で、「正しさ」の判断基準が異なる主体の間で合意を形成する方法を、従来の熟議民主主義についての議論とは別なかたちで提案する。熟議が成立するためには自らが準拠する「正義」の枠組みを外して対話に臨む必要があるが、その条件を「ゼロ地点化ルール」として明確化することを試みる。

この問いはまた、前掲拙稿で提案されたハートランドにおいて互いに対立する「正義」をどのように乗り越えるかという問題に重なる。小規模コ

ミュニティのネットワーク化として構想されたハートランドにおいて、それぞれのコミュニティは特定のルールを共有することで成立するものだった。であれば、異なるコミュニティに属する人々の間で調停が必要になった場合、それはどのように調停されるのだろうか。社会全体で特定の「正義」の共有を押し付け合うことなく、人々がそれぞれの価値観に従って自由にコミュニティを形成できる経済圏を成立させるために共有される規範を、同じく「ゼロ地点化ルール」として制度化することが提案される。

## 1. ゼロ地点化ルール

「正義」の枠組みの共有の外で、人は何をわかり合えるのだろうか。その点を明らかにするためには「正義」の成立過程を検証する必要がある。

### 「正しさ」の調停不可能性

何かを「正しい」と主張するためには通常、論理的な推論が行われる。「正しさ」は各人がそれぞれ主観的に判断するものではなく、一定程度の客観性をもって他者と共有されなければ「正しさ」として機能しない。それゆえ、同じ「正しさ」を共有していない人々を説得する必要がある場合に人は、客観的な論理に訴えて「正しさ」を示さなければならない。「すべての人間は死ぬ」「ソクラテスは人間である」「それゆえ、ソクラテスは死ぬ」といった三段論法に代表される演繹的論理は、前提が正しければ結論は必ず正しいと見なされる論理であり、その結論の受入に関して主観的な反論を許さない強制力をもつ。演繹的論理

2021年11月30日受付

\* 江戸川大学 基礎・教養教育センター教授 哲学/倫理学

\*\* 大阪大学大学院 情報科学研究科 特任研究員

は「私はそうは思わない」という主観の余地を残さず、強制的な通用力をもつものになっている。

しかし、こうした「正しさ」の論理は、前提となる文の「正しさ」を条件とする。結論の「正しさ」が前提の「正しさ」に依存するということは、前提の「正しさ」を根拠づけるにはまた別の論理が必要であることになる。さらにこの論理の「正しさ」を演繹するためには前提の前提に遡る必要があり、一連の論理の「正しさ」を根拠付けるためには、最終的にいくつかの「公理」にまで遡られることになる。公理とは、それ自身の「正しさ」は「自明」と見なされるもので、その「正しさ」は検証の外に置かれる。「誰にとっても当たり前前に正しいと思われること」を出発点とすることで、われわれは一連の「正しさ」の体系を形成するのである。

しかし、こうした公理の「自明性」には、常に反論の余地が残されている。カントがアンチノミー論で示したように、例えば「世界には時間的なはじまりがあり、空間的にも限界をもつ」という命題と「世界にははじまりも終わりもなく、空間的にも無限である」という命題は、互いに対立するものでありながら、両方とも「正しい」と言わざるをえない。「はじまりがある」を前提にして矛盾を導き「それゆえ、はじまりはない」と結論することも、「はじまりがない」を前提に矛盾へ至り「それゆえ、はじまりがある」ということも、同時に完全に論理的に推論できる。「はじまりがある」と「はじまりはない」は、こうして両方とも間違いであり、かつ両方とも「正しい」ものになっているのである。

自然科学の発展によって、こうした概念上の対立は解決されると考えられるかもしれない。観察技術の発達によって蓄積された豊かな科学的な知見が、哲学的な理念上の対立に最終的な解決を与えることができると手放しで信じ切れる人も多いように思われる。

しかし、観察技術の発達はわれわれが知りうる「経験」を豊かにしても、その経験を理解するために、概念的な枠組みを必要とする。例えば「光」と呼ばれる現象は、粒子と波動の成立を同

時に持つことが知られているが、われわれは両方の性質を合わせもつ概念を欠いている。それゆえ、われわれは時々に応じて「粒子」と考えたり「波動」と考えたりすることを使い分ける必要に迫られるのである。「宇宙のはじまり」に関して今日なお様々に議論されているが、そこで争われているのは観察される現象が「何」なのかという概念的な枠組みにほかならない。より多くの事例を説明できる理論が相対的に優れていると見なされるが、「観察される事実」がそのまま「正しさ」を示すことはない。様々な物理理論は、いくつかの「公理」をもとに演繹される体系ということにおいて、今日なお互いに両立し、かつ互いに鋭く対立するものになっているのである。

### 社会における「正しさ」

社会を構築する上で人々に共有される「正しさ」については、その根拠の恣意性はさらに大きくなる。例えば、近代社会の対立軸となるロックとルソーの社会契約論を考えてみよう<sup>(2)</sup>。ロックとルソーの社会契約論は、ともに近代社会の理想形を提示するものだが、互いに両立し得ない考え方を提示している。「人間はみな自由で平等だ」という命題は、近代社会を支える基本理念と見なされるが、「自由」という概念についても「平等」という概念についても、ロックとルソーの社会契約論において異なる意味が与えられている。ロックの「自由」が束縛からの解放を意味するのに対して、ルソーの「自由」は共同体の一般意志を自分の意志とし、その「自分」にのみ従うことで獲得されるものとされた。ルソーによれば、自分の欲望に左右されるのは真の自由ではなく、共同体の規範に従うことこそが「自分」に、「自分」のみに従って生きることにはほかならないとされた。「平等」にも同様に見られる両者の対立は、互いに理想する社会像に基礎を持ち「公理」のレベルで両立しがたいものになっている。近代の社会契約によって勝ち取った「共通のルール」は、同じ文言を持ちながらも、互いに鋭く対立するものになっているのである。

こうした「公理」のレベルの対立が存するとこ

るにおいては、互いの公理を手放さない限り対話によって対立が克服されることはない。互いの思想体系の基礎において対立する考え方は、相手を否定することはできても、自らの「正しさ」を疑うことはできないのだ。しかし、考えを同じくする人々とともに築いてきた「正しさ」の体系をもう一度問い直すことは、容易ではない。自らの「正しさ」を問い直した結果、仮にその「公理」を手放さなければならなくなったとすれば、それまで「正しさ」の体系を共有してきた他者との関係、そこでの自己の立場をすべて放棄しなければならなくなる。「公理」のレベルでの譲歩は、共同体の存続に関わる重大な事柄であり、容易に歩み出せないものになっているのである。

それゆえに人々は、まさに自分が属する共同体を守るために、相容れない「正しさ」を否定しなければならないことになる。両立し得ない「正しさ」強く否定し、自らの「正しさ」を普遍化して見せることは、共同体の結束を強め「外敵」からの論難を退けて共同体を維持するために必要なことと見なされる。「正義」への執着は、必ずしも「自分」の立場を守るためだけでなく、同じ考え方を共有する人々との絆を守るための献身的な行為として位置づけられるのだ。

### 宗教戦争と寛容

しかし、そうした「正しさ」の普遍化は、両立し得ない「公理」をもつ思想体系の間で激しい対立を招くことになるだろう。同じ「神」を奉じながら異なる「公理」の体系をもつ宗教が、それぞれに自らを普遍化する中で激しく傷つけ合う宗教戦争が、歴史上これまで何度も繰り返されてきた。キリスト教とイスラム教、カトリックとプロテスタントの対立は、同じ神を奉じる一神教同士で、それぞれの「正しさ」を証明し合うために激しい戦争を繰り返してきた。ロックは、そうした調停し得ない対立の中で、近代の基礎となる「寛容」の原理を示した。宗教戦争が苛烈化する中で、思想信条の対立は「個人」の問題に留められるべきとされたのである。それぞれの人々が自らの「公理」を全面に押し出し相手を説得しようと

すると深刻な対立が起きる。そうした対立を回避するためには、自分が持っている考えを普遍化し、みなが同じ「正しさ」を共有しようとすることは諦めなければならない。公の場では「個人的」な信条を表に出さず、現実的な世俗の問題だけを議論すべきという考え方が、政教分離の原則となった。対立する人々が互いに納得して同じ「正しさ」を共有することは諦め、政治の場面では「政教分離」を原則とし、最終的には多数性によって事柄を決することが求められたのである。

このような「寛容」の原理においては、異なる正義の間で「熟議」を重ねることは最初から断念されている。ロックの寛容論については、発表された当初から「隣人の放置」という批判がなされていた。思想信条の自由が「個人」の枠組みに限定されることによって確かに、深刻な対立は回避できるだろう。しかしそれは、異なる考え方をもつ人々の「不正」を知りながら放置することを意味する（カトリックとプロテスタントが互いに「救済」の方法について争っていたことを考えれば、「寛容」は、考え方の違う者が神の救済から漏れると考えながらそれは問題にしないことを意味する）。内面に立ち入った対話は暴力と見なされ、思想信条の次いで「分かり合う」ことは、あくまで「個人的」なものとして位置づけられたのである。

政治的な事柄を最終的に多数性で決する制度の上に成立する「多様性」の中で、熟議民主主義を実現することはいかにして可能なのだろうか。熟議民主主義の実現が現実社会の分断によって阻害されることは、熟議民主主義を支持する立場の人々からも指摘される。そうした議論において解決策とされるのは、例えば、「社会的学習（social learning）」を通じた「広範な公共圏」を成立させることであった<sup>(3)</sup>。多様な価値観に分断された社会において熟議民主主義を成立させるためには、多様な人々がそれぞれの立場で熟議に参加できる「公共圏」を形成することが必要とされたのである。

しかし、異なる価値観に分断された人々に同じ目標に向けた「社会的学習」を課すことは、コス

トのかかる熟議の実現をすべての人々がともに目指すことが不可欠だが、異なる価値観の間の分断が顕在化している場所で、そうした目標の共有はどうやって可能なのだろうか。そうした目標の共有は、一定以上の教養をもち熟議に参加しうる人々に対して求めることはできるかもしれないが、そうでない人々にとっては「社会的学習」の強要としか見なされない。今日台頭する右派ポピュリズムが、そうした「エリート層」の押し付けに強く反発することで社会的な分断を生み出しているのだとすれば<sup>(4)</sup>、「同じ目標」を共有すること自体に困難があるといわなければならない。熟議の積み重ねが同じ意見を持つ人々の同質性を強化する「集団極化現象」も指摘される<sup>(5)</sup>が、熟議民主主義の理念を掲げる人々が、その議論の積み重ねによって異質な考え方を排除していないかを問うことが必要だと思われる。

#### ゼロ地点はカオスではない

では、異なる「正しさ」に準拠する人々の間の対話は、諦めるよりほかはないものなのだろうか。両立しえない「正しさ」の対立が、その鋒を「個人の主観」の範囲に収めることによってしか調停できないとするならば、対立は対立のまま残され「多様性」は互いの無関心によってしか支えられないことになる。

しかし、異なる「正義」を越えて他者との関係を求める欲望が存在する条件下では、なお対話の可能性は残されている。前掲拙稿における小規模コミュニティのネットワークは、意図的にコミュニティの規模を制限することで立場の異なる他者への欲望を活性化させるものだった<sup>(6)</sup>。自らの「正しさ」を普遍化し得ない状況においては、その枠組みを越えた他者との対話に一定のインセンティブが発生する環境が生み出される。

だが、そうした他者への欲望の活性化が直ちに異なる「正義」の対話を可能にするわけではない。他者と共有する「正しさ」の枠組みを離れることが、それまで積み重ねてきた自己の立場を放棄することを意味する限りにおいて、その困難さには変わりはない。積み重ねてきたものの放棄をい

ま「ゼロ地点」への回帰と呼ぶならば、正義の枠組みを越えた他者への欲望が喚起された状況においてなお、ゼロ地点への回帰にまつわる困難は原理的なものとして残り続けるといわなければならない。自らが寄って立つ「正しさ」の礎を手放すことは、これまで維持されてきた秩序が崩壊するような恐怖を感じさせるものになるのだ。

しかし、「正義」の枠組みを外せば無秩序に飲み込まれるという恐怖は、ゼロ地点を秩序の内側から見た場合に発生するものにすぎない。ルドガー・ブレグマンが示したように、自然状態におかれた人々はすぐに無秩序な争いをはじめだろうという表象は、それ自体が神話というべきものと考えられる<sup>(7)</sup>。例えば、無人島に難破した子どもたちが自然状態の争いの中に落ちていく様を描いた『蠅の王』は、フィクションでありながら社会のルールの外におかれた人間の「本性」を描く名作として何度も映画化されている。しかし、実際に無人島に難破した少年たちを調べてみると、むしろ互いに協力し合って生き延びた事例しか認められなかった。また、2005年のハリケーン被害の際、電気も水もない避難所に2万5000人が詰め込まれ、新聞で次々と「2人の幼児がのどを切られた」「7歳の子どもがレイプされて殺された」と報じられた。しかし、そうした報道はまったくの「フィクション」であり、実際の避難所では相互の助け合いが強化されたことが後に判明した。そして人間の隠された本性は凶悪だというイメージを植え付けたスタンフォード監獄事件も、イェール大学のミルグラムの実験も、ともに研究不正として糾弾すべき実験操作とメディアでの喧伝によるもので、実際の現場ではまったく異なることが起こっていたことが明らかになっている。秩序がなければカオスになるという表象は、人々が好んで消費する「コンテンツ」ではあるものの、それ自体が神話としての機能を果たすものとする必要があるのである。

#### 「恐怖」を取り除く

あらためてホプズの「万人の万人に対する闘争」について考えてみよう。ホプズの「自然状



態」の議論は、周知の通り、人間の本性＝自然が必然的に争いに導かれると説くものだった。ホッブズはどのような論理で闘争状態の「必然性」を示していたのだろうか。

ホッブズは、能力にそれほど大きな違いのない「平等」な人々が「自前の力のほかには侵略者を追い払う手段が何もない場所で、種を蒔き、苗を植え、便利な家屋敷をつくり所有する」とき、「やがて他所の連中が統合した武力をもって戦争準備を整え、襲いかかってくるだろう」、「労働の成果のみならず生命または自由まで奪われるだろう」という「相互不信 (diffidence)」を募らせるといっていた<sup>(8)</sup>。「こうした相互不信から身を守るためには、先手を打つことほど理に適ったことはない。つまり、それは力や策略を用いてできる限り全員の身体を長期にわたって支配し、最終的には、こちらに危害を及ぼすような大きな力を無害化することにほかならない」。こうして人間は「万人の万人に対する闘争」へと駆り立てられると言われていたのである<sup>(9)</sup>。

こうした恐怖に基づく先制攻撃の正当化は、今日に至るまで様々な対立の芽を蒔き続けているといえる。2021年8月29日アメリカ軍は地元で人道支援活動を行っていたアフガニスタン人をドローン攻撃で殺害した。幼い子供7人を含む10人が巻き込まれ、死亡した。爆撃当時、アメリカ軍はイスラム国による自爆テロを事前に防ぐための処置だったと説明したが、その後、誤りであったことを認めた<sup>(10)</sup>。数日前に起きた自爆テロの再発に対する過度な警戒が、日常生活を武器に見させたのである。攻撃されるかもしれないという恐怖が「先手を打つこと」を正当化させたのだ。

しかし、このような「相互不信」に基づく暴力の連鎖は、「正義」の枠組みの外でただひとつ「誰も自分の正義を押し付けてはならない」というルール（これを「ゼロ地点化ルール」と呼びたい）をみなが受け入れることによって解消される。特定の「正義」のどれかを選ぶものではなく、すべての人が自らの「正義」の枠組みを相対化することを求めるものことにおいて、このルー

ルはすべての人にとって平等なものになっている。自らの「正義」の外側で他の異なる「正義」と出会った時、どちらの「正義」がより「正しい」かを示そうとすれば、決着のつかない争いが起こるだろう。しかしそのとき、「正しさ」の具体的な内容を互いに主張することから離れて、「自分の正義を押し付けてはならない」という純粹に形式的に判定できるルールを共有することで、誰にとっても平等なたちで対立を調停することができる。「正義を他に押し付けた場合に罰せられる」というルールは、「何が正しいか」を問うものではなく、純粹に形式的に普遍化可能なものとなっているのである。

そうしたゼロ地点化ルールが共有されることで、恐怖にかられていたさらに「先手を打つ」ことも抑制されることになるだろう。どのような「正義」や「大義」に訴えられたとしても、まさにそうした振る舞いにおいて特定の「正義」を押し付ける行為と判定され、無条件に善／悪が決定されることになる。その判定の「正しさ」を証明するために、いかなる議論もどんな権威も必要ない。「誰も自分の正義を押し付けてはならない」というルールは、力の強さや同意する人々の数に依存せず、誰にとっても平等なたちで客観的に示されるのである。

## 自然状態 2.0

特定の「正義」を共有し同じルールのもとで価値判断を共有する状態を「社会状態」とするならば、こうしたゼロ地点化ルールは「社会」の外、すなわち自然状態における法であることになる。周知のように「自然法」とは通常、神が定めた人間の本性に基づく不変の法を意味する。人間たちが自らどのようなルールを設定しようとも変化することのない神の法の立場を、ゼロ地点化ルールが僭称するわけではない。それは明白に、「正義」の対立を乗り越えるために人為的に設定されるものにすぎない。それでも、特定の「正義」の枠組みの外で形式的なルールを定めることによって「自然状態 2.0」というべき状態を設定することには大きな意味がある。従来の「自然状態」が、特

定の社会契約へと導くために思想家によって様々な時には恣意的といわざるを得ないものとして語られるものであったのに対して、「自然状態 2.0」はそうした語りの外に、「正義」の対立を乗り越えるために人為的に設定される。こうして、新たな「自然状態」をすべての「正義」の枠組みの外に、余白として設定することではじめて、異なる「正義」の間での熟議が可能になると考えられるのである。

### 無関心を越えた多様性

こうした議論は結局、社会の分断を統合するために「広範な公共圏」あるいは「包括的な市民的ナショナリティ」を要求していた従来の熟議民主主義の議論と変わらないように見えるかもしれない。ゼロ地点化ルールが定められる「自然状態 2.0」とは、そうした「公共圏」を言い換えたものにすぎないようにも思われる。しかし、ゼロ地点化ルールが特定の「正義」を主張するものではなく、誰にとっても平等に「正義」の外を定めるものである限りにおいて、それは従来の熟議民主主義と決定的に異なる。各人がそれぞれの立場を理由＝理性（reason）をもって説明し、話し合うという熟議民主主義のルールは、「理性的な対話」を「正義」として設定する限りにおいてゼロ地点化ルールに反する。異なる「正義」の対立を乗り越えるためには、自らの「正しさ」の枠組みをともに外した上で対話に臨むことが求められるのである。

こうした新しい自然状態を定めることで、われわれははじめて無関心を越えた多様性を実現することができるだろう。各人が信じる「正義」がどのようなものであれ、そのコミュニティの外部においてはその枠組みを相対化し、ゼロ地点に立ち返らなければならない。そうしたルールが共有されることで、いわば「非武装地帯」が実現することになる。「正義」の対立から解放され、自らの「正義」の枠組みの外で人々が対話できる環境が見出されることになるのだ。どのような立場の人でも平等に、それぞれの「正義」の枠組みを外して対話できる場が実現することで、互いの考え

の違いを認めつつ、ゼロ地点に基づいた熟議が可能になるのである。

## 2. ハートランドにおける「裁判所」の機能

さて、こうして「正義」の枠組みの外で共有されうるゼロ地点化ルールは、前掲拙稿で示されたハートランドのプロジェクトにおいて、どのような役割を果たすことになるだろうか。

### 小規模コミュニティのネットワークによる対話の促進

ハートランドは、小規模コミュニティのネットワーク化のプラットフォームを提供するプロジェクトだが、コミュニティ規模が小さく抑えられるのは、その中で直接民主制を実施するためという目的のほかに、コミュニティ外部とのコミュニケーションに対して経済的なインセンティブをもたせる目的もあった。ひとつのコミュニティが特定の地域において支配的なものになり排除の論理が発生することを避け、複数のコミュニティを跨いで関係を繋ぐ必要がある設計にすることで、自分が属するコミュニティの外にいる人間と積極的に対話することに一定の経済合理性が認められることになる。その意味で自らの「正義」の枠組みの外での対話は、ハートランドにおいては促進される。

しかし、コミュニティのルールを共有しない人々との間で争いが起きた場合、ハートランドではどのような調停されうるのだろうか。コミュニティの外で出会う人々に、コミュニティで共有されるルールを適用することはできない。また、コミュニティ内部の事柄についても、基本的にはコミュニティのルールが適用されつつも、ルールの共有自体を危うくするような対立が生じた場合には、上位の審級で議論することが必要となる。そのような調停の必要が生じた場合、ハートランドではどのような対応が可能なのだろうか。「裁判所」にあたる機能を実装する必要があることになる。

## 熟議のゼロ地点化

コミュニティで共有されるルールの外での争いに対して、具体的にどのような調停が可能だろうか。

紛争調停の申立を受けてなされる裁定が、特定の価値観に偏ることを防ぐためには、陪審制を採用の必要があるだろう。ハートランドの参加者の中から無作為抽出された5~7名の陪審員に報酬を支払い、当事者双方の話を聞いて熟議を重ね、判定を下すシステムを考えることができる。

この点もまた、熟議民主主義の議論との比較がなされうる。熟議民主主義においてもまた、可能な限り異なる立場の人々が熟議に参加するように調整される必要があるといわれる。無作為抽出で陪審員を選出する場合にはその構成員の偏りが問題になりうるだろう。

しかし、そのとき選出すべき「異なる立場」とはいったいどのようなものだろうか。熟議民主主義の議論においても「異なる立場」として選出する基準は恣意的なものに留まっている。例えば、キャス・サンスティーンは、集団極化現象を緩和するために適切な異質混交による熟議の必要を強調するが、その適切さについては「感覚」を持ち出すに留まっている。「その議論の門戸を「奴隷制はすぐれた制度だとか奴隷制を復活させるべきだ」と考えている人たちにも開放することが重要である」などということには意味がないだろう。時間や人の注意力にはかぎりがあるから、異質混交のあり方にもいくつか制限を設ける必要が出てくる。〔中略〕ある種の見解は議論の対象から外した方がよい。〔中略〕俎上に載せるべき見解を識別するために重要なのは、議論の対象となっている問題の本質を感覚としてうまくとらえることである<sup>(11)</sup>。しかし、その「感覚」の正しさはどうやって検証されうるのだろうか。「馬鹿げたこと」という感覚が、特定の価値基準に寄らない保証はどこにもない。

こうした偏りの問題は、陪審員の熟議を「ゼロ地点化ルール」に準拠させることで回避される。陪審員がどのような「正義」の判断をする者であ

ったとしても、熟議が「ゼロ地点化ルール」に基づくものである限りにおいて、特定の立場を前提にした議論は抑制されることになる。こうしたルールの遵守を無作為抽出された陪審員の自発性に求めることは困難と見なされるため、熟議の進行は「ゼロ地点判定者」と呼ぶべき特殊な役割をもつもののモデレーションに委ねられる必要があるだろう。ゼロ地点判定者は裁定に参加せず、当事者双方の語りがゼロ地点に準拠するものであるかを明示化し、陪審員による熟議が特定の「正義」に準拠したものに偏らないよう注意を促す役割を担うことになる。熟議はそうして可能な限りゼロ地点に準拠して進められるよう配慮されることになるのである<sup>(12)(13)</sup>。

## 相対的ゼロ地点判定

では、具体的にどのような熟議がなされることになるのだろうか。熟議はまず問題となっている事柄について、当事者双方の見解とそれに対する陪審員の判断において、対立点を明らかにすることが目指される。事実認定の齟齬がある場合にはできる限り客観的な根拠に基づいて共通の認識を得た上で、それでも対立するポイントが探られる。もし対立点が存在しないのであれば、通常の熟議の方法に準拠しつつ議論を進めることが可能である。

しかし、それ以上熟議が進まない対立点が明らかになったとき、ゼロ地点化ルールが適用される。そのとき議論の参加者は全員、自らの「正義」の枠組みを外すことが求められるのである。もちろんすべての参加者が一度に自らがそれまで積み重ねてきた思考の枠組みから自由になれるわけではない。「ゼロ地点化」といっても「ゼロ」になっていない発言以外が認められないならば、熟議はその時点で停止するようにも思われる。

しかし、常に「ゼロ」であることを求めなくとも、相対的にゼロ地点を目指す発言を推奨しながら議論を進めることは可能である。すべてを「ゼロ」にすることはできなくても、例えば「5」を「3」にすることはできる。「正義」の枠組みを外す方向の発言を評価することによって、対立点の



解消を目指すことになる。

相対的なゼロ地点化を目指す発言は、必ずしも理性に準拠したものとは限らない。そこで重要とされるのは、自らの「理由」を客観的に述べ立てることではなく、ときに情念にまで根を張っている「正しさ」の感覚を互いに解きほぐしていくことである。特定の「正義」に根ざした一方的な感情の発露はゼロ地点化ルールに反するといわざるをえないが、感情の発露がそれ自体抑圧されるべきとは見なされない。むしろ、互いにゼロ地点を目指す熟議の中で感情的なわだかまりをときほぐすことは、熟議が成功するための条件となっているということが出来る。相対的にゼロ地点を目指す熟議を進めていくことで、感情的な対立も含めて対立点を解消していくことが求められるのである<sup>(14)</sup>。

《注》

- (1) 例えば、田村哲樹『熟議民主主義の困難』（ナカニシヤ出版、2017）、p.9以下
- (2) この点についての詳細は、拙著『資本主義に出口はあるか』（講談社新書、2018）を参照
- (3) John Dryzek, *Deliberative Global Politics: Discourse and Democracy in a Divided World*, Polity, 2006, p.28, 61f.
- (4) 拙著『使える哲学』（講談社、2021）、p.125
- (5) キヤス・サンスティーン著、那須耕介監訳『熟議が壊れるとき：民主政と憲法解釈の統治理論』（勁草書房、2012）、p.24以下
- (6) 荒谷大輔「ハートランド：信頼に基づく新しい経済圏の社会実装」『江戸川大学紀要』第32号（江戸川大学、2022）、p.306
- (7) ルドガー・ブレグマン『Humankind：希望の歴史』上下（文藝春秋、2021）。以下の例は同書による。
- (8) Thomas Hobbes, *Leviathan*, Oxford University Press, 1996。強調は引用者。diffidenceは、dis+fidereから成り、信頼できないことを示すが、今日では「相互不信」の意味は消えて「自己不信」という用法で用いられる。しかし、ホッブズの時代では「相互不信」の用法も見られ、ここではそちらの意味でとった。
- (9) ホッブズは「相互不信」のほかに「競争（competition）」と「名誉（glory）」を挙げているが、この前提も外すことができる。競争は、人々の間で共

有できないものがあるときに発生するとホッブズはいうが、共有が可能であれば発生しないことになる。また名誉は、他人に価値を認めてもらいたい欲求によって生じるとされるが、前掲論文で示されたように、人々はまさに他者からの承認を求めることで価値判断を共有するに至るといえる。

- (10) 例えば、「米軍、カブールのドローン攻撃で誤爆認める：標的誤り子供7人含む民間人10人殺害」BBC news Japan, <https://www.bbc.com/japanese/58606690>（2021年11月23日最終閲覧）
- (11) キヤス・サンスティーン前掲書、p.67
- (12) ゼロ地点判定の役割を担う者については特定の資格を必要とする。しかし、ゼロ地点判定者に権力が集中することを避けるために、ゼロ地点判定者自身の行為がゼロ地点判定に耐えうるかどうかを問い直す審級が必要とされるだろう。匿名化された上で公開される熟議の記録が「不正」を疑わせるものである場合には、ゼロ地点判定者の資格を剥奪することができる仕組みが必要になると思われる。
- (13) この点については、Shogo Ochiai, *EdenDAO: A political formalist's decentralized government design* (<https://github.com/shogochiai/edendao-whitepaper/blob/main/whitepaper.pdf>) を参照
- (14) 刑事罰について近代国家の法制度を越えてハートランドで裁定することは当面のところ考えられない。しかしもし、近代国家の枠組み自体の存続が期待できない状態におかれた場合には、ハートランド内で自然状態2.0を維持するための最低限の「法」を設定する必要があるだろう。その場合には、近代法学の全体を問い直す精緻な検証が必要となるが、現段階での構想としては「刑事事件」であっても、特定の価値観に基づいた「正義」を共有するのではなく、申立人を「検察」にあたるものへと代えるだけで、同様にゼロ地点化ルールによって裁定するシステムが必要になると思われる。「刑事事件」においては、申立人と被告人との間の立場上の乖離が大きく「ゼロ地点化」することが犯罪の有無を決定する契機となるため、制度の設計はより精緻なものが必要になる。とりわけ、現行の刑法の中での罪の同定に大きな役割を果たしている「自白」とその「強要」を巡る問題を詳しく検討する必要がある。ラカンが「犯罪学における精神分析の機能」において、罪の同定に関わる「プロベーション」と「主体的同意」についての関係を議論しているが、罪の同定に「主体的同意」を求めるとすれば、それは精神分析的な過程としてデザインし直されなければならないとされた。「悪」の判定をゼロ地点化ルールに求める際、検察側の立証と弁護側の自己分析の両方が「客観的な事実」に基づく対話を求めるとすれば、そこに精神分析的な欲望の分析は不可欠の要素になると考えられる。